

第二十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを「（東日本大震災に対処するための公共土木施設災害応急作業手当の特例）」に改め、同項から附則第六項までを次のように改める。

2 職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、公共土木施設災害応急作業手当を支給する。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「原子力災害対策本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業
- 二 原子力災害対策本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- 三 原子力災害対策本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

3 前項の規定により支給する公共土木施設災害応急作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、二万円）

- 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千円
- 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 五 前項第三号に掲げる作業 二千五百円
- 4 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合には、当該二以上の作業のうち手当の額が最も高いものに係る手当以外の手当は支給しない。

5 附則第三項第一号、第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る公共土木施設災害応急作業手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

6 職員が東日本大震災に対処するため第二十条第一項第一号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の公共土木施設災害応急作業手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、当該作業に引き続き従事した日一日につき同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則第七項を削る。

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 困難折衝等業務手当
- 二 取締等業務手当
- 三 危険等予防業務手当
- 四 危険業務手当
- 五 危険現場作業手当
- 六 訓練業務手当

第二条中第七号から第二十三号までを削り、第二十四号を第七号とする。

第三条から第八条までを次のように改める。

(困難折衝等業務手当)

第三条 困難折衝等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課徴収の業務で知事が定めるもの又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に関する業務で知

事が定めるもの

二 土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務で知事が定めるもの

三 道路、河川、国有財産等の境界確定に関する交渉業務で知事が定めるもの

四 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条の規定による使用料（同条例別表第二に規定する定期貨客船以外の船舶の係留に係るものに限る。）の徴収業務で知事が定めるもの

五 要保護者等に対して行う指導、相談又は調査に関する業務で知事が定めるもの

2 困難折衝等業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）（業務に従事した日一日につき七百五十円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）

イ 夜間（午後七時から午後十時までの間をいう。以下同じ。）に行われた場合（深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）にも行われた場合を除く。以下同じ。） 百九十円

ロ 深夜に行われた場合 三百八十円

二 前項第一号から第四号までに掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務（業務に従事した日一日につき千円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）

イ 夜間に行われた場合 二百五十円

ロ 深夜に行われた場合 五百円

三 前項第五号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）（業務に従事した日一日につき六百円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）

イ 夜間に行われた場合 百五十円

ロ 深夜に行われた場合 三百円

四 前項第五号に掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務（業務に従事した日一日につき八百円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）

イ 夜間に行われた場合 二百円

ロ 深夜に行われた場合 四百円

3 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、職員が第一項第一号に掲げる業務のうち国税犯則取締法の規定による犯則事件の取締りに関する業務に従事

したときにおける困難折衝等業務手当の額は、前項第一号又は第二号の規定による額に、当該業務に従事した日一日につき五百五十円を加算した額とする。

4 第二項第三号及び第四号の規定にかかわらず、職員が第一項第五号に掲げる業務のうち児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第九条第一項の規定による立入調査又は同法第九条の三の規定による臨検若しくは搜索等の業務に従事したときにおける困難折衝等業務手当の額は、第二項第三号又は第四号の規定による額に、当該業務に従事した日一日につき五百円を加算した額とする。

（取締等業務手当）

第四条 取締等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 取締船に乗船して行う漁業取締りの業務又は取締船に乗船しないで漁業監督吏員として行う漁業取締りの業務
 - 二 不法投棄等の取締り等のための指導又は監督の業務で知事が定めるもの
 - 三 道路、河川、海岸、港湾、森林等の管理に関する法令違反又は砂利採取若しくは採石に関する法令違反の取締り業務で知事が定めるもの
 - 四 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の規定による特定事業に関する条例違反の指導業務で知事が定めるもの
- 2 取締等業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）業務に従事した日一日につき五百五十円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）
 - イ 夜間に行われた場合 百四十円
 - ロ 深夜に行われた場合 二百八十円
 - 二 前項第一号に掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務 業務に従事した日一日につき七百五十円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）
 - イ 夜間に行われた場合 百九十円
 - ロ 深夜に行われた場合 三百八十円
 - 三 前項第二号から第四号までに掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）業務に従事した日一日につき七百五十円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）
 - イ 夜間に行われた場合 百九十円
 - ロ 深夜に行われた場合 三百八十円
 - 四 前項第二号から第四号までに掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務 業務に従事した日一日につき千円（業務の全部又は一部が次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額）

イ 夜間に行われた場合 二百五十円

ロ 深夜に行われた場合 五百円

(危険等予防業務手当)

第五条 危険等予防業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等に関する立入検査等（関係帳簿書類の検査を除く。）の業務

二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査（現に使用に供している浄化槽（同法第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の業務

三 廃棄物処理施設又は浄化槽から排出される汚水の検査の業務

四 人体から排出されるふん便の集団的検査の業務

五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項の規定によるばい煙発生施設等その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査の業務

六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二十二条第一項の規定による特定施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査の業務

七 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第三十四条第一項の規定による特定施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査の業務

八 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第六条第一項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査の業務

2 危険等予防業務手当の額は、業務に従事した日一日につき三百十円とする。

(危険業務手当)

第六条 危険業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一 人事委員会規則で定める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

二 感染症の病原体に汚染されている区域における感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

三 保健師として行う感染症又は結核の患者に対する面接療養指導の業務

四 人事委員会規則で定める家畜伝染病の病原体を有する家畜又は病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫業務

- 五 感染症等の病原体の検索又は培養検査の業務
 - 六 人事委員会規則で定める有害物を使用して行う健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査（立入検査を含む。）の業務
 - 七 計量法（平成四年法律第五十一号）の規定による液化石油ガスメーターに係る検定又は検査（立入検査に限る。）の業務
 - 八 家畜の飼養等の管理業務
 - 九 知事が定める放射線に関する業務
 - 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第二十七条第一項の規定による精神障害者又はその疑いのある者の居住する家庭を訪問して行う調査の業務
 - 十一 精神保健指定医として行う精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十九条の二第一項の規定による診察の業務
 - 十二 前号に規定する精神保健指定医による診察への立会いの業務
 - 十三 精神保健福祉法第二十九条の二の二第一項又は第三十四条の規定による精神障害者の病院への移送の業務
 - 十四 精神保健福祉法第四十七条第一項に規定する相談及び指導の業務で知事が定めるもの
 - 十五 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定による犬の捕獲、抑留、殺処分若しくは病性鑑定又はこう傷犬の診断の業務
 - 十六 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第十四条の規定による獣畜のとさつ又は解体に係る検査の業務
 - 十七 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第二十四条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による立入検査、同法第三十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による引取り又は同法第三十六条第二項の規定による収容の業務
 - 十八 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）の規定による飼い犬の捕獲、収容又は殺処分の業務
 - 十九 航空機に搭乗して行う、大気又は海洋の汚染状況の調査の業務、災害時における救助活動の業務その他これらの業務に相当するものと知事が認める業務
- 2 危険業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号から第八号までに掲げる業務（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 業務に従事した日一日につき三百十円
 - 二 前項第二号に掲げる業務のうち感染症の患者の入院のための移送の業務 業務に従事した日一日につき五百五十円
 - 三 前項第六号に掲げる業務のうちビニールハウス内又はガラスハウス内において行うもの 業務に従事した日一日につき三百六十円
 - 四 前項第八号に掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務 業務に従事した日一日につき四百円
 - 五 前項第九号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき三百五十円
 - 六 前項第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 業務に従事した日一日につき四百円

- 七 前項第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる業務のうち特に困難であるものとして知事が定める業務 業務に従事した日一日につき五百五十円
 - 八 前項第十三号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき五百五十円
 - 九 前項第十五号から第十八号までに掲げる業務 業務に従事した日一日につき七百五十円
 - 十 前項第十九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 航空機に搭乗した時間一時間につき千九百円
 - 十一 前項第十九号に掲げる業務のうち特に危険又は困難な業務であつて人事委員会規則で定めるもの 前号の規定による額に、業務に従事した時間一時間につき当該額の百分の三十に相当する額を加算した額
- 3 前項第十号及び第十一号の規定にかかわらず、飛行中のヘリコプターから降下して同項第十号又は第十一号に掲げる業務に従事したときにおける危険業務手当の額は、これらの規定による額に、その降下した日一日につき八百七十円を加算した額とする。

（危険現場作業手当）

第七条 危険現場作業手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事した場合に支給する。

- 一 傾斜地、不整地等における道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車の運転作業又は知事が定める農業用機械の運転作業
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）又は高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定による保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査の業務
- 三 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所における測量、調査、指導監督その他の業務で知事が定めるもの
- 四 橋脚の基礎工事その他河川、港湾等におけるこれに類する工事における水面下四メートル以上の深所で行う調査又は指導監督の業務
- 五 交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、測量その他の作業で知事が定めるもの
- 六 海上にある異形ブロック等の足場の不安定な箇所における検査、指導監督若しくは調査の業務又は水上における流木の除去等の作業
- 七 調査又は研究のため船舶に乗り込んで行う採水、採泥等の作業
- 八 崩壊、転落等の危険性のある急傾斜地等における現場調査又は検査の業務、工事中重機が稼働している現場における指導監督の業務その他これらの業務に相当する危険性があるものとして知事が定める業務
- 九 トンネルの坑内におけるトンネル掘り作業の指導監督の業務
- 十 洪水警戒体制時のダム管理業務
- 十一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視の業務又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務（次項において「応急作業」とする。）

急作業等」という。)

イ 河川の堤防等

ロ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項第一号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ハ 港湾施設等

ニ 土地改良施設

ホ 治山施設等

十二 潜水器具を着用して行う潜水作業

2 危険現場作業手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 作業に従事した日一日につき三百円

二 前項第二号から第八号までに掲げる業務又は作業（次号に掲げるものを除く。） 業務又は作業に従事した日一日につき三百五十円

三 前項第二号に掲げる業務のうち災害調査の業務 業務に従事した日一日につき七百五十円

四 前項第九号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき四百五十円

五 前項第十号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき四百八十円

六 前項第十一号に掲げる業務又は作業 業務又は作業に従事した日一日につき、次に掲げる業務又は作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 巡回監視 七十円

ロ 応急作業等 千八十円

七 前項第十二号に掲げる作業 作業に従事した時間一時間につき、次に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二十メートルまで 三百五十円

ロ 二十メートルを超え三十メートルまで 七百八十円

ハ 三十メートルを超える場合 千五百円

3 前項第六号の規定にかかわらず、第一項第十一号に掲げる業務又は作業が次の各号に掲げる場合における危険現場作業手当の額は、当該各号に定める額を、前項第六号イ又はロに掲げる業務又は作業の区分に応じ当該イ又はロに定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 知事が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

（訓練業務手当）

第八条 訓練業務手当は、職員が火災防備訓練又は救助訓練の実技指導の業務に従事した場合に支給する。

2 訓練業務手当の額は、業務に従事した日一日につき五百五十円とする。

第九条から第二十五条までを削り、第二十六条を第九条とし、第二十七条から第二十九条までを十七条ずつ繰り上げる。

附則第二項の前の見出し、同項、附則第三項及び第五項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「危険現場作業手当」に改め、附則第六項中「第二十条第一項第一号に掲げる」を「第七条第一項第十一号に掲げる業務又は」に、「公共土木施設災害応急作業手当」を「危険現場作業手当」に、「同条第二項」を「同条第二項第六号及び第三項」に、「同項の」を「同号又は同項の」に、「当該作業」を「当該業務又は作業」に、「同項各号」を「同号イ又はロ」に、「区分に応じ当該各号に定める額」を「業務又は作業の区分に応じ基本額」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の附則第二項から第六項までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

提案理由

社会経済情勢及び職員の職務内容の変化の状況に鑑み、特殊勤務手当について再編する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。